

運転は『集中力』と『思いやり』が大切

- 福井県車籍の事業用トラックによる交通死亡・重傷事故が多発。 8月末で「4件」発生
- 暑い時期に発生。集中力不足と認められる事故の発生(令和6年と同様の状況)
- 免許の停止・取消しにより、職を失う、信用をなくすことなどがないように、運転に集中することと、歩行者等を思いやる運転が大切。

交通事故を起こした時の行政処分はどのようなの？

- 点数によって、免許停止・取消し等の行政処分が決定されます。
- 点数は 「事故の原因となった違反行為の点数」＋「交通事故の付加点数」で決定
 例 携帯電話を見ていて交通事故を起こして歩行者に治療期間30日の怪我を負わせた場合は、携帯違反で6点＋付加点数9点で15点 欠格期間1年の免許取消し
- 違反行為には、信号無視や安全運転義務違反(前方不注意等)等があります。付加点数・累積点数ごとの行政処分は次のとおり。

①《交通事故の付加点数》

交通事故の種別(被害の程度)	交通事故が専ら違反行為者の不注意によって発生している	左記以外
死亡事故	20点	13点
治療期間3か月以上 又は後遺障害を伴うもの	13点	9点
治療期間30日以上3か月未満	9点	6点
治療期間15日以上30日未満	6点	4点
治療期間15日未満 又は建造物損壊	3点	2点

②《累積点数ごとの行政処分》(過去3年以内の運転免許の停止等の回数が0回の場合)

6点～14点	免許の停止
15点～24点	免許の取消し 欠格期間1年
25点～34点	免許の取消し 欠格期間2年
35点～39点	免許の取消し 欠格期間3年
40点～44点	免許の取消し 欠格期間4年
45点以上	免許の取消し 欠格期間5年

※ 一般違反行為をしたことを理由として処分がなされる場合

そもそも車は危険なもの。だから、運転を免許制とし、厳しい行政処分を行うこととなっています。
大切な命・身体等を守るため、「車は危険なもの」との認識のもと、運転に集中し、慎重かつ思いやり運転をお願いします。